

# 一度確認してからでも遅くありません

## かたり商法

### この商法は・・・

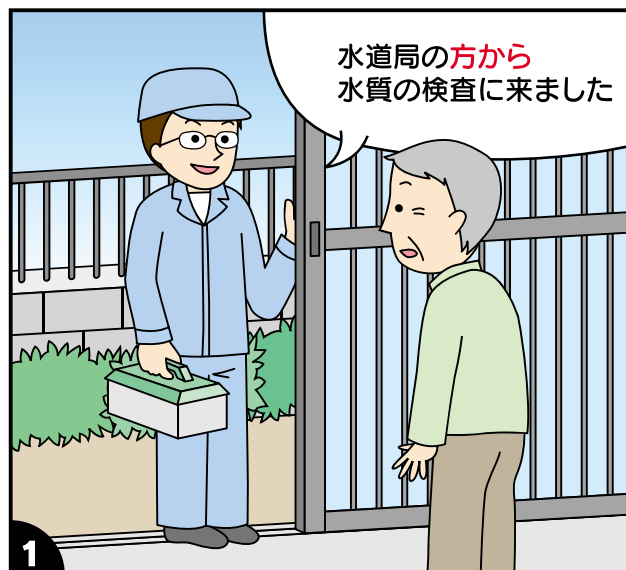
水道局、保健所、消防署など、あたかも公的機関や有名企業の職員であると錯覚させるような服装や言動により、「水が汚れている」「消火器の設置義務がある」などと嘘をつき、商品売りつけます。

### 主な商品・サービス

浄水器、消火器、電話機 など

### 用心のポイント

- 公的機関が訪問販売でモノを売ることはありません。
- 身分証明書などで確認したり、関係機関に問い合わせたりしましょう。



# 佐賀市水道局からのお知らせ



## 二セ水道局職員・悪質な訪問販売等 が多発しています

最近、水道局から依頼されたと偽り、水質検査・修繕・水道管の洗浄を行うなどと称してご家庭を訪ねるほか、高額な浄水器を販売するなどの悪質なケースが多数みられます。

### ◆佐賀市水道局では

- ・突然訪問して、簡単な水質検査を行なった後に、浄水器の販売・あっせんや水道管の配管工事契約を行なうことはありません。
- ・お客さまから要請のない水質検査や水質検査をしてお金をいただくことはありません。
- ・使用水量のお知らせ等を見せて、お客さまから集金を行なうことはありません。
- ・計量法により8年に1度取り替える水道メータの交換費用は〔無料〕で行なっており、お客さまにお金を請求することはありません。

### ◆不審だと思われたら

身分証明書の提示を求めて、佐賀市水道局の職員（受託職員）かどうかを確認してください。

または、佐賀市水道局総務課（TEL 33-1330）にお問い合わせください。

### ◆契約して困ったときは

佐賀県くらしの安全安心課  
（佐賀県消費生活センター）  
相談専用 TEL 0952-24-0999  
土・日・祝日も相談を受け付けています。  
9時～16時

佐賀市消費者センター  
TEL 0952-40-7087  
月～金 9時～16時